

重要事項説明書

1 事業者および事業所の概要

- 【 事業者 】 株式会社ナラティヴ
- 【 所在地 】 栃木県下野市上古山1427番地4
- 【 代表者 】 渡邊 武彦
- 【 事業所 】 なないろ在宅ケアステーション
- 【 所在地 】 栃木県小山市羽川313番地21
- 【 連絡先 】 電話:0285-37-8386 FAX:0285-37-8387
- 【 営業地域 】 小山市・下野市・壬生町・上三川町・真岡市・栃木市・宇都宮市・鹿沼市
- 【 営業日 】 月曜日から金曜日(祝日を含む) ※12月30日から1月3日を除く
- 【 営業時間 】 午前8時30分から午後5時30分

※利用者様状況に応じて、必要な場合には営業時間外での訪問看護活動を行っております。

※緊急時訪問看護加算

利用する

利用しない

2 事業の目的 及び 運営の方針

主治医が訪問看護の必要性を認めた方に対して、適正な訪問看護利用者様宅で提供することを目的とします。また、関係する市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 職員体制 ※令和4年1月現在

- 【 管理者 】 常 勤:看護師 1名
- 【 従業員 】 看護職員:常勤換算数 2.5名以上
理学療法士等:必要に応じた数

4 サービス内容

- ①健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定・病状の観察など)
- ②日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③在宅リハビリテーション(寝たきりの予防・手足の運動)
- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤認知症の介護、悪化防止の相談

- ⑥カテーテル類の管理、褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧終末期の看護

5 利用料

利用者様は、なないろ在宅ケアステーションの『利用料について』(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を払うものとします。

6 利用料の支払い方法

利用料は現金払いもしくは銀行振り込みとします。サービス付き高齢者住宅やグループホーム等へ入居されている利用者様については口座振替の利用も可能です。月ごとに算定した請求書を、翌月10日以降にお渡しいたします。現金払いの際には訪問時に集金し、後日領収書を発行いたします。銀行振り込みや口座振替の場合は振り込みや振替が確認でき次第領収書を発行いたします。

7 キャンセル料

訪問看護の中止については、訪問前までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。当日、キャンセルの連絡がなく、訪問看護師等が利用者様宅へ伺い急遽キャンセルされた場合にはキャンセル料金として別途 2000 円を請求いたします。

8 緊急時の対応

利用者様の病状に急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡を取る等の措置を講じます。

9 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、後見人やご家族・主治医・救急医療機関・居宅介護支援事業者等に連絡します。

10 秘密保持・個人情報保護について

業務上知り得た利用者様およびご家族に関する秘密は、正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後も第三者に洩らしません。ただし、事業者がサービス担当者会議等において、個人情報を用いることの同意をお願いいたします。

11 虐待の防止について

事業者は、利用者当の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者：小泉 未央

②成年後見制度の利用を支援しています。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤介護相談員を受け入れます。

⑥サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町に通報します。

12 身体拘束等の原則禁止について

事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為、緊急時等やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行いません。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など、必要な事項について訪問看護記録に記載します。

13 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。また、業務継続計画は従業員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

14 衛生管理等

事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるとします。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的開催します。

15 サービス内容に関する相談・苦情窓口

迅速かつ誠実な対応を心がけます。

なないろ在宅ケアステーション	管理者 小泉 未央	0285-37-8386
小山市 高齢生きがい課	小山市中央町2-2-21	0285-22-9549
下野市 高齢福祉課	下野市笹原26番地	0285-32-8904
壬生町 介護保険係	壬生町大字壬生甲3821-1	0282-81-1877
上三川町 保険課介護保険係	河内郡上三川町しらさぎ1-1	0285-56-9102
宇都宮市 介護保険相談窓口	宇都宮市旭1-1-5	028-632-8989
栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	宇都宮市本町3-9	028-643-2220
宇都宮東年金事務所	宇都宮市元今泉6-6-13	028-683-3211
宇都宮西年金事務所	宇都宮市下戸祭2-10-20	028-622-4281
真岡市健康福祉部いきいき高齢課	真岡市荒町5191	0285-83-8094
栃木市 地域包括ケア推進課	栃木市万町9-25	0282-21-2241
鹿沼市 保健福祉部介護保険課	鹿沼市今宮町1688-1	0289-63-2283

指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]の開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

株式会社ナラティヴ
なないろ在宅ケアステーション
栃木県小山市羽川313番地21

管理者 小泉 未央 印
説明者

私は、指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]開始あたり重要事項の説明を受け、本書面により重要事項説明書の内容に同意します。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

【利用者代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄 _____)